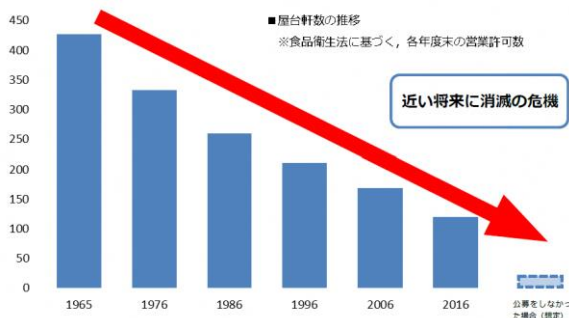


## 福岡の屋台の最近の動向について

### 1. 屋台のあゆみ

屋台は終戦後の混乱期に発生したいわゆる闇市にルーツがみられる。全国的には闇市のようなものはどんどんなくなっていく方向で、福岡についても一旦は全廃する方向に動かれていたが、屋台営業者が移動飲食業組合(屋台組合)を結成し行政側との折衝を繰り返しながら残ってきた経緯がある。平成7年に県議会の場合において県警本部長が、「屋台営業の新規参入は原則認めない」と発言したのがきっかけとなって、いわゆる「原則一代限り」というルールができた。それ以降全く新規参入や自由な譲渡はできず、また原則として承継が行われずに経過していた。新規参入が認められないため屋台営業者が高齢や病気で廃業すれば当然数は減っていくので、将来的には屋台はなくなっていく運命にあった。この県警の方針を受けて福岡市は屋台問題研究会を設置して、平成12年には屋台指導要綱が制定された。この要綱により、それまで警察の使用許可に基づいて屋台の規格等が定められていたが、市も道路や公園の占用許可を与えて認めていく代わりに、「原則一代限り」というルールを踏襲してきた。

平成23年に福岡市の高島市長が、屋台は福岡独自の個性であって残していくべきではないかという考えを表明したことがエポックとなり、共生させていくにはどんな方法があるかを議論するために「屋台との共生のあり方研究会」を設置し、市民、ジャーナリストや有識者、屋台組合も入ったオープンな場で議論がなされた。最終的にはきちんとルールを守ることを前提として屋台を残していきたいということで合意形成が図られた。その結果を受けて平成25年に福岡市屋台基本条例という条例が制定された。平成28年にはじめての屋台公募が実施され、これまで新規参入がずっと認められなかったところに新たに営業者が参入できるようになった。そして現在、新しく公募で選ばれた屋台がオープンして1年余りが経過している。



屋台の軒数の推移

(出典：福岡市ホームページ)

屋台の数は昭和40年頃にピークの4百数十軒まで増加したが、その後はずっと減少しており、平成30年7月1日現在、福岡市内に103軒の屋台が存在する。

### 2. 屋台基本条例

屋台についてはそれまで営業してきたからという慣習性から認められてきたわけであるが、これを条例で認めるというときに、観光資源であったり、市民の賑わいの場であったりといった効用を屋台が有していることを踏まえ、それにより公道や公園といった公の場での営業活動を、適正な屋台営業を前提として例外的に認めるという考え方を屋台基本条例の目的及び基本理念において表現されている。

福岡市屋台基本条例(平成 25 年福岡市条例第 43 号)より抜粋

(目的)

第1条 この条例は、屋台が福岡のまちににぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を有していることを踏まえ、屋台の効用の活用及び屋台営業の適正化に関し、基本理念を定め、市、屋台営業者等及び利用者の責務を明らかにするとともに、公共空間における屋台営業に係る施策の基本的な事項を定めることにより、今後も屋台の効用を高め、及び活用するとともに、その前提となる適正な屋台営業を確保することで安全で快適な公共空間

及び良好な公衆衛生の確保を図り、もって屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となることを目的とする。

(基本理念)

第2条 屋台の効用の活用及び屋台営業の適正化は、市及び屋台営業者等(屋台営業者及び屋台営業従事者をいう。以下同じ。)が、相互に連携しつつ、それぞれの責務と役割を果たすことにより、次に掲げる屋台の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。

- (1) 市民、地域住民及び観光客に理解され、愛される屋台
- (2) 観光資源として福岡市を広報することができる屋台
- (3) まちににぎわいや人々の交流の場を創出する都市の装置としての役割を果たし、まちの魅力を高める屋台

屋台基本条例の構成については、屋台が道路・公園の両方に存在するため、その両方での占用許可を想定したつくりとなっている。

### 3. 屋台の適正化

屋台営業の負の側面としては、通行の阻害や衛生面の問題、騒音や悪臭などの課題があげられるが、一定のルールを決めて適正に管理していくということが非常に重要なポイントとなる。適正化に向けて市が行っていることとして、指導員が毎日巡回するという措置がとられている。巡回により、屋台基本条例で定められたルールが守られているかということを常にチェックしているというわけである。福岡市内には博多区と中央区にほとんどの屋台が存在するが、その両区でそれぞれ専門の指導員を雇用し巡回するとともに、別途業務委託をした屋台巡回業務員も巡回している。また、国道上にある屋台も含め、警察や国(国道事務所)と合同での巡回指導も年に1回行われている。なお、清掃についても屋台営業者が道路や公園を汚損しないように実施することになっているため、その指導も指導員が行っている。

巡回指導した結果を、屋台営業者にフィードバックして是正させることが重要になる。何か違反の事実があった場合、指導員が客観的な証拠をもとに口頭または文書で指導することになっている。文書で指導する場合は事後区役所に呼んで指導内容を説明するとともに文書を手渡すことになっている。また、巡回指導により確認した遵守状況等については、屋台基本条例で定めるところにより、福岡市のホームページに、チェック項目に関する遵守状況を公表している。

屋台営業者向けに講習会を開催することも屋台基本条例で定められている。ベテランの屋台営業者にもルールを改めて伝えるとともに、公募で入ってきた新しい営業者にもルールの理解を深めてもらうために、毎年1回講習会が

行われている。なお、軽車両に対する遵守事項についても、講習会の場で警察官による講義が行われている。ナンバープレートをつける車両の種類や、自賠責保険の加入の有無、反射板をつける必要の有無などが車両の種類によって異なるため、そのようなことについて理解を深める場となっている。

屋台の営業者にとってどこで営業するかということは大事なことであるが、道路や公園を使う以上はそれらの公共的な機能を維持しなければならないため、それが維持できない場所については再配置が行われている。再配置の基準は、屋台を置いた残りの歩道の有効幅員が2m以上確保できない場所と、視覚障害者の誘導ブロックまで60cm以上確保できない場所とされており、そういう場所に屋台を出していた営業者が再配置の対象となった。平成28年度に長浜エリア、須崎エリア、冷泉エリアで合計18軒の屋台について再配置が実施されている。



長浜エリアの新しい屋台スペース

#### 4. 屋台の公募

再配置が行われ適正化の目途がたった平成28年に屋台営業者の公募が初めて行われた。市によると、繁華街の中洲地区、商業機能が集積する天神地区、長浜ラーメン発祥の長浜地区が現時点では屋台を集積させるエリアと考えており、公募についてもこの中洲、天神、長浜の3エリアで行われることとなった。基本的にはそれまで屋台があったところが歯抜けになっているようなところが公募の対象場所となったが、例えば天神ロフト前はそれまで屋台がなかったところであるが、地域や後背地のビルの方の理解もあって新しく公募の場所になっている。そのようなところの28か所で公募が行われた結果、応募者は108名



天神ロフト前の公募屋台（レミさんち）

に上り、屋台をやりたいという営業者がかなり多いことが窺えた。公募の審査基準については、「関係法令遵守に向けた取り組み」が全体の配点の半分(50点)を占めている。その他、「屋台の魅力、質の向上のための創意工夫(20点)」、「まちの魅力向上に向けた意欲や工夫(5点)」、「地域貢献に向けた取り組み(10点)」などという配点が行われ屋台選定委員会で審査された。この委員会には有識者や地域の代表者、市議会議員がメンバーに入って審査がなされた。なお、屋台業者団体・組合の組合長もメンバーに入っていたが、現在は入っていない。

長浜エリアでは公募での屋台は誕生しなかったが、中洲と天神で23軒の公募屋台がオープンすることになった。(開業後そのうち3軒が廃業している)

#### 5. 屋台のプロモーション

公募屋台の開業から1年経過した今年から、屋台のプロモーションという段階に入ることになる。まず、市として初めて屋台の地図が作成された。また市の観光サイトにも屋台のページがつくられて7月にオープンしている。観光に関



連する行政施策との連携として、今年度から大規模な集客イベントに屋台に臨時営業施設として出店してもらって、観光客や市民が屋台に触れやすくする仕掛けを作っていく計画もあるとのことである。

(観光サイト)<https://yokanavi.com/yatai/>



福岡博多屋台 MAP（出典：上記サイト、福岡市経済観光文化局作成）

民間組織との連携の例として、福岡の NPO 法人が気軽に屋台を使ってもらいたいということで「屋台きつぷ」を屋台営業者と提携して作成している。これは、定額の 1,050 円でドリンク 1 杯と屋台のおすすめメニューを楽しむものであり、観光でさっと屋台を体験したいといった方々が使えるチケットを、市の観光案内所で販売している。

(屋台きつぷ)<http://npoidea.com/yataichiket/>

また、屋台を対象としたキャッシュレスに関する実証実験が8月からスタートした。QR コードでの決済サービスを展開している楽天、LINE、Yahoo などの事業者が福岡市実証実験フルサポート事業に応募し採択されたもので、約 20 軒の屋台でキャッシュレスでの支払いが可能になっている。

## 6. 屋台施策の財政とインフラ整備

屋台基本条例第4条において、「(前略)屋台営業者等の指導監督、屋台の適正な利用の促進、水道、下水道等の環境の整備その他屋台営業の適正化のために必要な施策を総合的に実施するものとする」と定められている。

屋台施策の財政については、プロモーションや公募関連で約 200 万円(平成 28 年度の決算ベース)が支出されている。その他に区の指導員の人件費と業務委託による指導巡回の費用が約 3,500 万円投じられている。

環境整備のためのインフラ設備については、水道栓、汚水ます、電気ボックス受電箱があり、平成 27 年度から 28 年度にかけて約 60 か所整備するために約 4,000 万円が支出されている。市が整備した後にその設備を使用する屋台営業者が使用料を支払うことにより賄うことにしている。つまり設備の使用料を徴収することにより実質的には償還期間が終われば市が負担して整備したということではなく利用者が負担したということになる予定である。



水道栓、電気ボックス、汚水ます(長浜エリア)

## 7. 屋台における食品衛生基準、トイレ

食品衛生基準について、禁止されている事項の1つとしては、なまものの提供である。公衆衛生上講ずべき措置のうち特に屋台営業者に遵守を求めたものとしては、下処理、調理、盛り付け、食器洗浄等を屋台外で行わないこと、食肉類及び魚介類をさばくときは、これらを衛生的に処理することができる施設で行うものとし、屋台では行わないことが挙げられる。

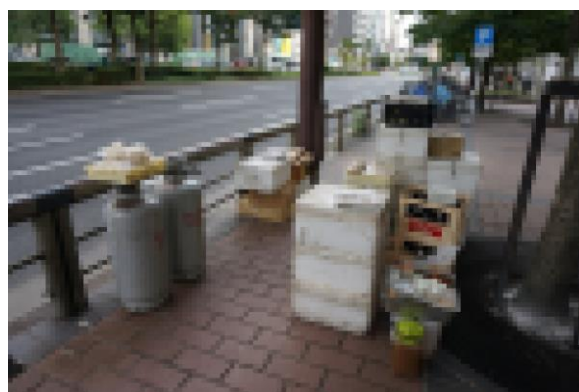
一方トイレについては、屋台営業者側に顧客にトイレを案内できる状況をつくるよう指導されている。案内できるトイレには公衆便所の他、屋台営業者が個別に交渉した地下街や近隣のコンビニ、ホテルといった周辺施設のものも含む。

## 8. 屋台の道路・公園の占用許可

屋台の本体の占用区域は、間口 3m×奥行 2.5mとなっているが、機材については間口 5m×奥行 3mの範囲内で置くことも認めている。先ほどの再配置と同様、歩行空間を十分にとる必要があるため、有効幅員を 2m以上確保する必要があることと、点字ブロックがある場合は点字ブロックから 0.6m以上離すことが規定されている。

道路上の屋台は市道上が大部分だが国道上に屋台が 6 軒存在する。屋台基本条例で国との連携に努めることと定められており、市は合同指導など様々な面で国道事務所と連携をとっている。

道路の占用料は単価が 2,700 円/㎡・月であり、占用面積が約 8 ㎡になるので 21,600 円となる。公園の占用料は単価が 1,350 円/㎡・月であり、同じ占用面積の 8 ㎡をかけると 10,800 円になるが、公園では別途行為に対するの許可が必要であり、公園の中で商行為を行う場合の使用料が 1 日あたり 600 円かかる。そのため、実際の屋台の営業日数を踏まえて 20 日営業すると想定した金額である 12,000 円が加算される。つまり、激変緩和措置を除けば、公園も道路もほぼ同じ料金ということになっている。



屋台営業には屋台の他に様々な機材が必要になる



## 9. 最近の屋台に対する評価

平成 26 年度の市政に関する意識調査のなかに、市民の屋台に対するイメージが調査されている。どちらかといえばよいということを含めて「よい」イメージを持つ市民は 50%を超え、「悪い」イメージを持つ市民の割合を大きく上回っている。将来の屋台基本条例で期待することは、やはり地域住民に理解されるようになることを屋台営業者や市に求めるというところが突出して高かったのが特徴である。一方、今年の 2 月から 3 月にかけて、市は公募で選ばれた屋台の利用客へのアンケート調査を行い、500 件余りの回答が得られている。そこでの公募で選ばれた屋台の全体的な店の雰囲気に対する評価は、「良い」「やや良い」の合計が 85.5%と高評価であった。なお、回答者のなかには観光客の利用が多かったが、福岡都市圏居住者でも公募の屋台が出てきて利用頻度が増えたという意見が多いことは注目に値する。



公募で選ばれた屋台 Telas&mico のかわいい外観

## 10. 屋台施策のこれから

もともと屋台というものは行政の枠組みと合わないため行政の体制としても組織横断的にならざるを得ない。そこで市は市長をトップとした屋台共生推進本部を組織している。その下に「適正化」や「効用活用」といった部会が置かれ具体的な課題に取り組んでいるのである。

また、次の公募に向けて 7 月に屋台の選定委員会が開かれた。そこでは次の公募に向けて警察や地元との協議を始めるという方針が出されたとのことである。

屋台は、地域にとっては賑わいの側面のほか、衆人環視の意味合いもあるので防犯の側面がある。今後は、エリアマネジメント団体としても屋台を活かす可能性があるのではないだろうか。

福岡市の屋台が地域と共生しながら未来に向かって活躍できるよう、行政のバックアップの下、活性化の道筋が緒についたところである。今後の福岡の屋台の進化に注目したい。



終電以降も営業している屋台は防犯に一役買っているという見方もある

■このレターは、福岡市にヒアリングを行って収集した情報等をもとに、都市活力研究所で編集・制作したものです。

発行元・問合せ先 公益財団法人都市活力研究所  
〒530-0011 大阪市北区大深町 3 番 1 号  
グランフロント大阪 ナレッジキャピタル タワーC 7F  
TEL 06-6359-1322/FAX 06-6359-1329